計画策定の経緯

デマンドタクシーの導入

平成19年10月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行されました。鳩山町は、この法律に基づく支援制度を活用し、平成21年度にデマンドタクシーの実証運行を開始するとともに、町内循環バスの見直しを行いました。

そして現在、デマンドタクシーは鳩山町の重要な公共交通として、町民の皆さんにご活用いただいています。

町営路線バスの運行

デマンドタクシーは、新たな公共交通として定着してきましたが、運行エリアが原則として町内に限られており、町外への公共交通の確保が大きな課題となりました。特に、町の北部地域は公共交通のない交通不便地域となっていました。

そこで、「地域公共交通の活性化及び再生に関する 法律」が平成 26 年 11 月に改正された機会をとらえ、 「越生駅〜町の北部地域〜高坂駅」をつなぐ町営路線バスの運行を柱とする鳩山町地域公共交通網形成計画 (計画期間;平成 28 年〜平成 32 年度)を、平成 28 年 3 月に策定しました。

地域公共交通再編実施計画(案)

地域公共交通網形成計画は鳩山町の公共交通の基本





的な計画であり、計画に位置付けた事業に対する国の 財政支援を得るためには、地域公共交通再編実施計画 を策定する必要があります。

そこで町は、平成29年3月に鳩山町地域公共交通 再編実施計画(案)を作成しましたが、町営路線バスが 実証運行中であることや、既存の公共交通を整理統合 して収支率の向上を図る再編実施計画でないと、国の 認定を受けることが難しいことが分かりました。

地域公共交通再編実施計画(再検討案)

鳩山町の再編実施計画(案)は、町外への公共交通手段の確保を大きな目的としており、町営路線バスをはじめ、新規の路線も整備する計画内容となっています。したがって、再編実施計画(案)を、国の認定が受けられる内容に修正することは、根本的に困難です。また、国の認定(財政支援)が受けらないことから、再編内容は必要最小限とし、事業費コストを抑えることが重要です。

このような考えで、今回、地域公共交通再編実施計画 (再検討案)を作成しました。

O&A

Q 計画の策定主体「鳩山町 地域公共交通会議」とは

地域住民の生活に必要な交通確保 や公共交通の利便性向上に向けて協 議する会議で、道路運送法及び地域公 共交通の活性化及び再生に関する法 律に基づく法定協議会です。

町、町民、交通事業者、交通施設管理者、地方運輸局、関係する県や市町村などの委員で構成されています。

基本計画の「鳩山町地域公共交通網形成計画」で 定めた基本方針とは

再編実施計画のマスタープラン(基本計画)である「地域公共交通網形成計画」(広報はとやま2016年7月号で掲載)では、主に次の3つの課題と基本方針を提示しています。

- ◆課題:「まちづくり計画に応じた公共交通体系の構築が必要」「町外拠点への公共交通によるアクセス及び町外から町内へのアクセス改善が必要」「町内公共交通の利用者増に向けた取り組みが必要」
- ◆基本方針:「まちづくり(拠点形成)と連携する公共交通の実現」「町外への移動・町内への来訪に利用可能な公共交通の実現」「交通モードの特徴を活かした持続可能な公共交通の実現」